

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 8 月 28 日

ハynesコーポレーション株式会社

代表取締役社長 緒方 一彦

問合せ先：取締役管理本部長 岩永 周也

TEL：06-6223-2424

URL：<https://www.highness-co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を重要な経営目標の1つとし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益に資するため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる業務執行体制の構築を経営上の重要課題と位置付けております。具体的には、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、当社及び当社グループを取り巻く社会経済環境に照らし必要な公正・公明な社内体制を構築し、持続的にコーポレート・ガバナンスが機能・維持することに取り組んでおります。また、適時適切な情報開示に努めることにより経営の透明性を高め、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、コンプライアンス体制の強化を図りながら迅速な意思決定と業務執行が適切に行われるよう、適正かつ効率的な組織の運営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社側隠坊	528,000	40.00
緒方 泉	360,000	27.27
緒方 一彦	248,000	18.79
重盛 政幸	40,000	3.03
徳永 豊	34,800	2.64
岩永 周也	34,800	2.64
三輪 高嗣	18,800	1.42
緒方 俊彦	18,800	1.42
川口 雅裕	18,400	1.39
西澤 一二	18,400	1.39

支配株主名	緒方 一彦、緒方 泉
-------	------------

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	該当なし

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	2 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主や関連当事者との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう対応いたします。取引の際には、その合理性や条件の妥当性を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	2 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

非常勤監査役 2 名、内部監査室長、および監査法人が出席する意見交換会を年 2 回定期的に開催し、それぞれの実施する監査の実施状況の共有と意見交換を行っております。また、監査の実施過程において重要な課題等が生じた場合、必要に応じて臨時の会合を開催できる体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三村 淳司	公認会計士													
谷木 祐介	公認会計士（または税理士）													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については報酬限度額を株主総会で決議しております。各取締役に対する報酬については、職務内容や当社の財務状況等を勘案のうえ、株主総会において決定された報酬限度額を上限に取締役会において決定しております。また、各監査役に対する報酬についても、株主総会において決定された報酬限度額を上限に監査役の協議において決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役が取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めることで、経営の監視機能を担保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、すべての取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか必要に応じて開催される臨時取締役会により、経営上の重要な意思決定と各取締役の業務執行の監督を行っております。監査体制としては、非常勤の社外監査役 2 名からなる任意の監査役協議会を設置し、取締役の業務執行の監査を行っております。また、取締役会の下位に位置する重要な意思決定機関として、すべての取締役から構成される経営会議を毎週開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び会社規模等に鑑み、取締役会による迅速な意思決定と業務執行体制を確保しつつ、社外監査役を中心とした監査体制により経営に対する客観的かつ中立的な監視・監督機能が十分に発揮されと考えており、現状の体制が当社にとって最適であると判断しているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は2月であり、定時株主総会を5月に開催しているため、多くの企業が集中する時期（6月）を回避した日程となっております。
実施していない	株主総会招集通知の早期発送や電磁的方法による議決権の行使等については、今後の株主の状況を鑑み、必要に応じて検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社ウェブサイト上にIR情報のページを設け、決算情報、適時開示資料、発行者情報等を掲載し、積極的な情報開示に努めてまいります。
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役管理本部長を責任者とし、管理本部をIR担当部署として適切に対応してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「リスク管理規程」等を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させるとともに、誠実で適時適切な情報開示を徹底し、顧客、取引先、従業員、株主等のステークホルダーの尊重に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	透明性、公平性を基本に、東京証券取引所の定める適時開示規則に準じた、迅速かつ正確な情報開示を行う方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性の確保、並びに法令等の遵守を目的として、以下の通り内部統制システムの整備・運用に努めております。

①コンプライアンス体制：リスク・コンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育啓蒙活動を実施しております。

②リスク管理体制：「リスク管理規程」に基づき、経営会議や取締役会にてリスクの把握と対応方針の指示を行う体制としております。

③監査体制：代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査を実施するとともに、監査役・会計監査人と連携して経営の監視を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

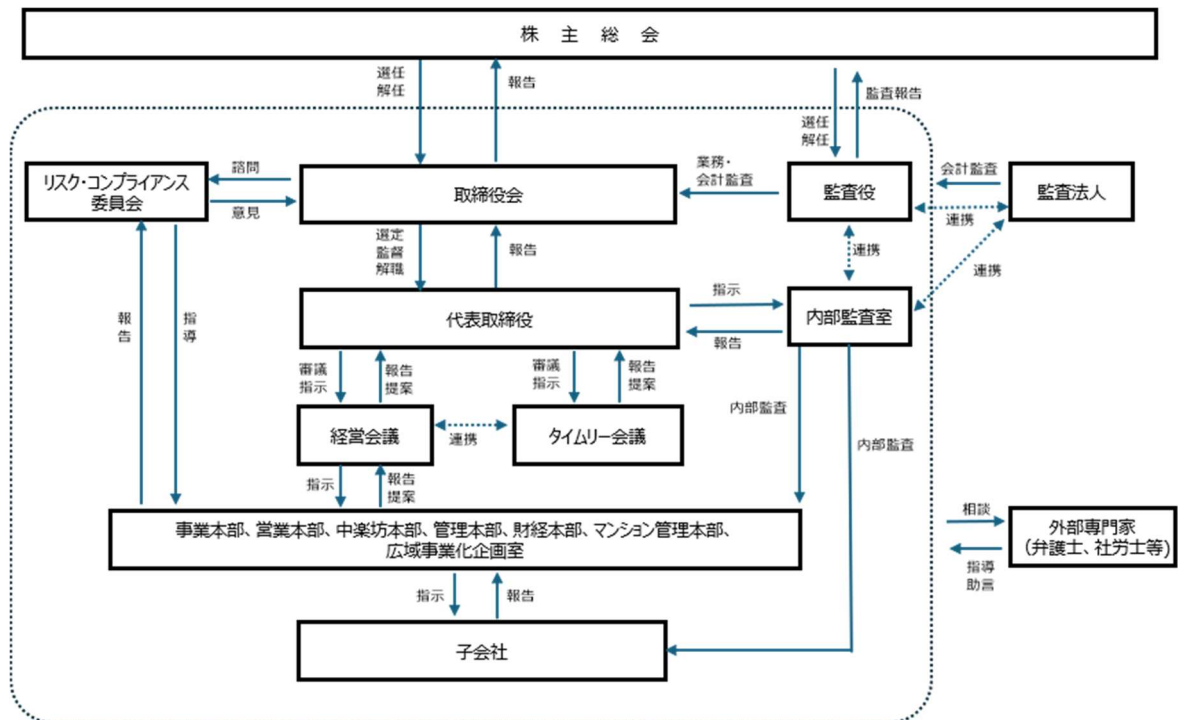
当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針としております。実効性を確保するため、「反社会的勢力対応マニュアル」等を整備し、取引開始時には反社会的勢力に該当しないことの確認調査を実施するとともに、各種契約書には反社会的勢力排除条項を定めております。また、不当要求等に備え、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携する体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

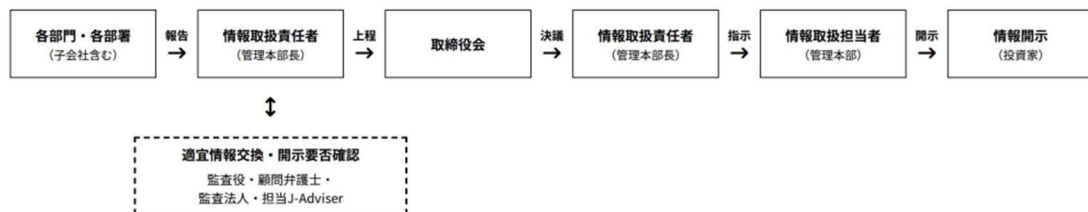
買収防衛策導入	なし
---------	----

【模式図(参考資料)】

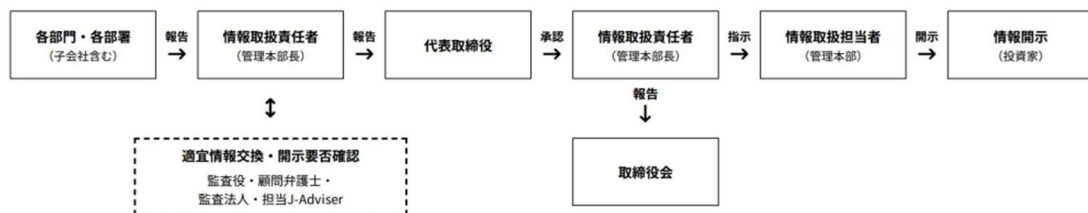


【適時開示体制の概要（模式図）】

決定事実・決算情報



発生事実



以上